

令和2年9月28日

「特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証」の創設について

静岡県信用保証協会

「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」が施行されたことに伴い、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証を創設しました。

制度の内容

ご利用できる方	特定高度情報通信技術活用システム ^{※1} の開発供給及び導入の促進に関する法律第23条に規定する中小企業者であり、主務大臣の認定を受けた次の①または②の計画に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うもの ① 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画 ② 特定高度情報通信技術活用システム導入計画
保証限度額	2億8,000万円（無担保8,000万円を含む）
対象資金	①または②の計画に従って行われる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に必要な資金
保証期間	10年以内
貸付方式	手形貸付または証書貸付
貸付利率	金融機関所定の金利
返済方法	一括返済または分割返済
保証料率	年0.68%

※1 特定高度情報通信技術活用システムとは、5Gに代表される高度な情報通信システムや、情報通信技術の活用による高性能な小型無人航空機（いわゆるドローン）システムなどが想定されています。